

いじめ防止に関する取組

| | 児童に関わること | 保護者に関わること | 教職員に関わること |
|----------|---|---|--|
| 未然防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ・学級活動等の時間やGIGAワークブック東京を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ・「人権教育プログラム」や東京都道徳副読本やいじめ総合対策(第2次)を活用し、道徳教育の充実を図る。 ・年3回の「いじめに関する授業」で児童自身が、自分たちの問題としていじめについて主体的に考え話し合い、行動できるようにする。 ・正しい判断力・規範意識を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ・児童自身が必要とされていることを実感し、自己肯定感をもてるような活動場面や機会を意図的に設定する。 ・日常から児童とのコミュニケーションを十分に図り、児童の訴えを受容的・共感的に聴く姿勢を大切にする。 ・すすんで奉仕活動に取り組ませる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分のものや他人のものを大切に扱うように育てる。 ・携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ・友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日ごろから児童に伝える。 ・地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回の「いじめに関する授業」の実施 ・年3回の校内研修を実施し、教職員の資質・能力を高める。 |
| 早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に休み時間等、児童の過ごし方に気を配り、児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ・個人面談やアンケートを実施したり休み時間や放課後を利用したりして、児童から情報を収集する。 ・担任一人で関わるのではなく、学年担任・専科等、全職員で児童を見守り、軽微ないじめも見逃さず連携を図る。学年、学校いじめ対策委員会と管理職への報告・連絡・相談(ほうれんそう)を常に心がける。 ・スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。 ・上履き、机、椅子、学用品、掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの会話をできるだけ多くする。 ・服装等の汚れや乱れに気を配る。 ・子どもの持ち物に気を配り、無くなったり増えたりしていないか観察する。 ・悩みは何でも親に相談できるような関係を普段から作っておく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と適確な指導力を高め、学校一丸となり組織的に対応する。 ・年3回のいじめアンケートの実施、SCを活用した児童の個別面談の実施を通し、いじめの実態を的確に把握する。 |
| 早期対応 | 被害児童への関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。 ・学校はいじめ対策委員会など、組織的に対応していることを伝える。 | <p>保護者、関係機関と連携した、被害児童への支援、加害児童への指導、学級指導を行う</p> <p>いじめ対策委員会の開催</p> |
| | 加害児童への関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、正確に事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、カウンセラー・所轄警察署・児童相談所等関係諸機関と適切に連携して、加害児童に対して毅然とした態度で指導を行う。 ・重大性の低い行為に対しては、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手とのかかわり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ・事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聴くようにする。そのうえで、どうするべきだったのかについて考えさせる。 ・被害児童・保護者に対して適切な対応(謝罪等)をする。ただし、表面的に謝罪をして、解決を図るような一面的な対応をしない。 ・保護者の子育ての悩みなどに対し、SCやSSWなどの関係機関と連携して支援を行う。 |
| | 傍観児童 | <ul style="list-style-type: none"> ・傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ・友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるよう子どもに育てる。 ・どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てる。 |
| 地域とのつながり | <ul style="list-style-type: none"> ・CS、学校支援本部に学校運営や行事・授業等に関わっていただく中で、児童に地域の方にも見守られているという安心感をもたせるようにする。 ・PTAや地域の活動、または総合的な学習の時間での活動に参加することで、自分も地域社会の一員であることを認識するとともに、様々な人とつながっていることを自覚させる。 | | |

